

平成 2 7 年度
第 6 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 9 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第6回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年9月10日（木）午後2時25分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 17人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 6番 木村 保夫
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 3人

- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任 主事 寺井 康弘
- 主任 主事 藤澤 英宣
- 主任 主事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請 について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について （一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地改良に係る届出について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する 農業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第6回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。欠席委員は、三笠委員、妻鹿委員、藤原委員の3人です。

それでは本日の議事に入ります。まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。が、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番木村委員、9番横井委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、道路用地として高松市に売り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番と5番は、耕作不便のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約をそれぞれ合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番の1から2ページの10番までも、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約をそれぞれ合意解約するもので、離作補償は有りません。

11番は、子が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借19番のとおりです。

12番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権17番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

1番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番のとおりです。

2番も、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権5番と6番のとおりです。

3番は、香川県農地機構へ貸し付けるため返還を受けたものです。

4番は、貸人が経営移譲年金受給中ですが、この度農業経営の後継者を子から孫へ変更するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

5番は、借人が労力不足のため返還したものです。

6番も、借人が労力不足のため返還したものです。

4ページをお開きください。

7番も、借人が労力不足のため返還したものです。

8番は、貸人が自ら耕作するため、また、9番は8番の貸人へ贈与するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

10番と11番は、別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

12番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して木村委員から御説明をお願いいたします。

木村委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め小山委員、横井委員と私、木村の4名でした。

それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

本件申請地は、高松市立香南小学校南西800メートルに在り、発電出力175キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを924枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し、申請者の自宅から近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月31日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、貸倉庫・露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年10月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、同居する娘家族に既存住宅を譲ることになり、それに隣接して非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は昭和58年と平成18年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が491.61平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積が併用宅地と合わせて500平方メートルを超えていますが、同一敷地内に二世帯の住宅が建築されるため問題は有りません。

3番は、既存住宅を息子家族に譲る予定となったため、新たに農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、住宅敷地が狭く、家財が増加したため物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで自宅の向かい側に位置し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が184.44平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、賃貸共同住宅・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域であり、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに造成及び建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が519.51平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番と関連しています。

8番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び県道檀紙・鶴市線に近く、周辺は教育施設や医療機関が整い、分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域であり、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6 ページをお開きください。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が590.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・長尾・大内線に近く、周辺は教育施設や商業施設が整い、分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が699.54平方メートル有ります。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道拡幅に伴い駐車台数が減少する隣接の店舗から借入申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、住宅敷地内に駐車スペースが確保できないため、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年11月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が412.85平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案

については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成27年3月3日付けで分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、不動産部門の顧客から有料老人ホームの開業を急ぎたい旨の要望があり、事業内容を分譲有料老人ホーム用地とし、併せて工事完了日を平成30年1月31日から28年9月30日に短縮するため事業計画変更申請するものです。なお、立地基準及び一般基準の要件は満たしております。

以上、議案4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して木村委員及び小山委員から御説明をお願いいたします。

木村委員 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校北西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線及び中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺には教育施設や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山小学校西800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近く交通の利便性が良く、周辺には教育施設や大型商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立玉藻中学校南500メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道高松・長尾・大内線に面し交通の利便性が良く、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立古高松南小学校南200メートルに在り、既存施設の老朽化が進み耐震補強ができないことから、新たな幼稚園用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線に近く、北側及び西側が市道に面し、また、職員及び送迎バスの駐車場として使用できる既存施設や小学校にも近接し交通の利便性及び立地環境も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、賃借権1番からは小山委員が説明いたします。
小山委員 現地調査委員の小山です。賃借権1番からは、木村委員に替わって私の方から説明申しあげます。

賃借権の1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市立木太中学校西200メートルに在り、ドラッグストアの店舗・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、区画

整理地内で、周辺は共同住宅・分譲住宅等により宅地化が進み集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立中央小学校南西800メートルに在り、不動産業を営む転用者が、貸サービス付き高齢者向け住宅兼デイサービス施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺には同様な施設が無く利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、施設利用者からの利用申込書も添付されており転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川大学教育学部附属高松中学校南300メートルに在り、新たに中古車販売を行うため店舗兼事務所・露天中古車展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地と第2種農地にありますが、代替地の検討もされた結果、既存店舗に隣接し事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が44平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、使用貸借の1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市前田出張所北500メートルに在り、発電出力168.3キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを748枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近接し、転用者の自宅からも近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年6月15日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者とは、現在調整中ですが、転用に当たっての被害防除措置については、転用者において責任を持って解決する旨の確約もなされており、適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権4件、賃借権3件、使用貸借1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が306.76平方メートル有ります。

3番は、住宅敷地内での自家用駐車スペースが取れないことから、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が327.85平方メートル有ります。

使用貸借に係る農地返還通知 1 番に関連しています。

6 番は、5 番の開発に伴って隣接農地の畦畔が無くなり、農地の管理道を確保するため道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、農地の管理道であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知 2 番に関連しています。

7 番は、自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、宅地の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 48 年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 403.72 平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 207.57 平方メートル有ります。

10 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 123.21 平方メートル有ります。

9 ページをお開きください。

12 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 36.84 平方メートル有ります。

13 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については第 2 種農地に区分されますが、農業経営を縮小しようとしている

12番と同一の市外在住者の土地で、市道を挟んだ向い側の場所に在り、一体的に工事着手できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、自宅への進入路が狭く、自家用車の出入りがし難いことから、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路拡幅用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、農地が自宅から離れた場所にあり、農地に近接して農作業用車両の駐車スペースを確保するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業用車両の駐車場であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、土木建築業を営む転用者が、近年、高松東部地区での仕事の受注が増え資材置場が手狭となったため、新たな露天資材・重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道塩江・屋島西線沿いに在り、高松自動車道のインターチェンジにも近く交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農地が自宅から離れた場所にあり、農地に隣接して農作業用車両の駐車スペースを確保するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業用車両の駐車場であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページをお開きください。

18番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道中徳・三谷線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、老人福祉施設の駐車場が不足していることから、施設を運営する社会福祉法人の役員が露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、利用する施設に隣接して利便性が良く、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部にあり、四方が農地以外の土地に接し、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

20番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であり、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が643.33平方メートル有ります。

21番は、宅地を購入するに当たり、同じ所有者の隣接農地を非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、494.58平方メートル有ります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が500平方メートルを超えていますが、申請地は宅地と農道・水路に囲まれた狭小地であり、農業上利用しがたい過小残地であることから問題無いと考えます。

22番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から約200メートルに位置し、また、転用者が役員を務めている事業所にも近く利用条件が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、隣接農地へ排水管を埋設するため、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番と関連しています。

24番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、勤務地にも近く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

26番は、分譲住宅・管理道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅用地に隣接して転用することから、転用理由と農地区分は適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が357.88平方メートル有ります。

27番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、両親の老後の世話をするためにも実家の近隣に居住する必要があることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、所有する農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、同時申請で父所有の隣接農地に分家住宅を建築するに当たり、敷地の不足分を取得するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借19番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページをお開きください。

4番は、介護事業を営む転用者が、事業の拡大に伴い従業員が増加し、通勤車両用の駐車場が不足したため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

13ページをお開きください。

1番は、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、父所有の農地を借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接しており、周辺には教育施設・医療機関・大型量販店が整い、閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、独立開業する理容師が、祖父所有の農地を借り受けて、店舗兼住宅・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は宅地化が進んだ地域であり、また、近隣には同様の店舗が無く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が519.51平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請7番に関連しています。

8番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し、実家にも近く、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接する実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接する実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年10月に一部を建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、小売業を営む法人の代表者が、事業所の空き瓶等の置場が手狭となったことから、弟所有の農地を借り受けて、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が経営している事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

14ページをお開きください。

12番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、義母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が212.72平方メートル有ります。

16番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が54.00平方メートル有ります。

18番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が73.48平方メートル有ります。

19番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地が狭小であり、住宅敷地の不足分を取得して併用地とするもので、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権30番に関連しています。また、農地法第18条第6項の規定による通知11番にも関連しています。

20番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権26件、賃借権1件、使用貸借19件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が娘の夫に一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、競売の落札により取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、残存小作地を譲り受けるもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており要件を満たします。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が高齢で労力不足であり順次経営規模を縮小しており、宅地内にある農地を親族に譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

9番は、県外に居住する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人に部分贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、使用貸借に係る農地返還通知8番と9番が同時に提出されており要件を満たします。

10番は、農地法による賃借地を譲り受けるもので、取得後も引き続き野菜を栽培するものです。

16ページをお開きください。

11番と12番は、いずれの譲渡人も労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出されており要件を満たします。

13番は、譲渡人が農業を廃止すること、14番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜と果樹を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番と5番が同時に提出されており要件を満たします。

15番は、残存小作地を譲り受けるもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

16番は、高齢の譲渡人が後継者の子に一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

17番は、狭小で耕作不便な農地を隣接農地所有者が譲り受けて自作地と一体利用するもので、取得後は水稻を作付けするものです。下限面積については、農地法第18条第6項の規定による通知12番が同時に提出されており要件を満たします。

次に、賃借権について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

本件は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番と12番に関連しています。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のために農業後継者である子に経営移譲を行っていましたが、後継者を孫に変更して使用貸借による権利を30年間設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

2番は、隣接農地を分譲住宅用地とする転用者が、30年間借り受けて排水管を埋設するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

3番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

4番と5番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて野菜と果樹を栽

培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権13番と14番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権17件、賃借権1件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、私の方から質問したいと思います。所有権8番の申請者の住所が同じですが、親子ということでしょうか。

寺井主任主事 同一敷地内に居住しているため住所は同一地番となっておりますが、両者は別世帯の親類同士であります。

議長 申請地の地目が宅地で、3,872.68平方メートルのうち、2,289.25平方メートルが畑となっておりますが、これは農地として取り扱うということですか。

川西農政課長 登記簿上の地目は宅地ですが、現況が畑である部分については農地法の適用を受けるため、所有権移転を行うには農地法第3条許可を要することになります。

議長 分かりました。他に御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書 19ページをお開きください。

本件は、2枚の田に3メートルの高低差が有り耕作不便であるため、請負工事により盛土を行い、勾配55パーセンの土羽法面を施工することにより作業効率の良い1枚の畑に改良し露地野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地改良に係る届出について1件であります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成27年9月7日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議をいただいたところ、問題の無い旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

始めに、農用地域への編入につきまして1ページを御覧ください。

編入は1件のみですが、変更申請者は、中山間地域等直接支払制度の対象農地とするため、現に農用地域内にある土地と一体的にかんきつ栽培を行い農業振興に寄与しようとするため申請したもので、2筆で面積合計が332平方メートルとなっています。

次に、農用地域からの除外内容につきましては2ページからの総括表を御覧ください。

各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されており、最終4ページに除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端の合計欄のとおり、今回の除外申請の合計件数が46件、合計面積が65,666.54平方メートルとなっています。

以上、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号については、異議のない旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、異議のない旨意見決定し回答することにいたしました。

次に、報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料2を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年8月7日から同年9月6日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の農地部会議決分といたしまして4条が10件、5条が38件、8月議決分といたしまして4条が16件、5条が38件、合計で4条が26件、5条

が76件です。許可保留件数につきましては、7月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が4件、8月議決分といたしまして4条は無く、5条が11件、合計で5条が15件です。取下げにつきましては、4条、5条ともに有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係につきまして、6月議決分の8番が申請後の譲渡人死亡に伴う相続登記手続き中のため許可保留になっております。

次に、7月議決分の7番が屋島地区における史跡天然記念物現状変更許可未了で、11番が開発許可及び直近事業造成工事未了で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

22番が直近事業造成工事未了で許可保留になっております。

6ページを御覧ください。

8月議決分の4番が開発許可未了で、9番が開発許可及び排水管理設同意未了で、12番が開発許可及び直近事業造成工事未了で、13番が直近事業造成工事未了で、14番が開発許可未了で許可保留になっております。

7ページを御覧ください。

21番が開発許可未了で、23番が開発許可及び排水管理設同意未了で許可保留になっております。

続いて、賃借権の2番が開発許可未了で、4番が綾川町の5条許可申請関連で、5番も同じく綾川町の5条許可申請関連であるとともに開発許可未了で許可保留になっております。

最後に、使用貸借による権利の設定の1番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありますか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第6回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時53分 閉会

会 長

議事録署名委員
部 会 長

委 員

委 員